資料１
（議題）

資 料 １

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定について

1. 第3回協議会（1/25）以降の流れ

■基本構想（素案）作成までの流れ

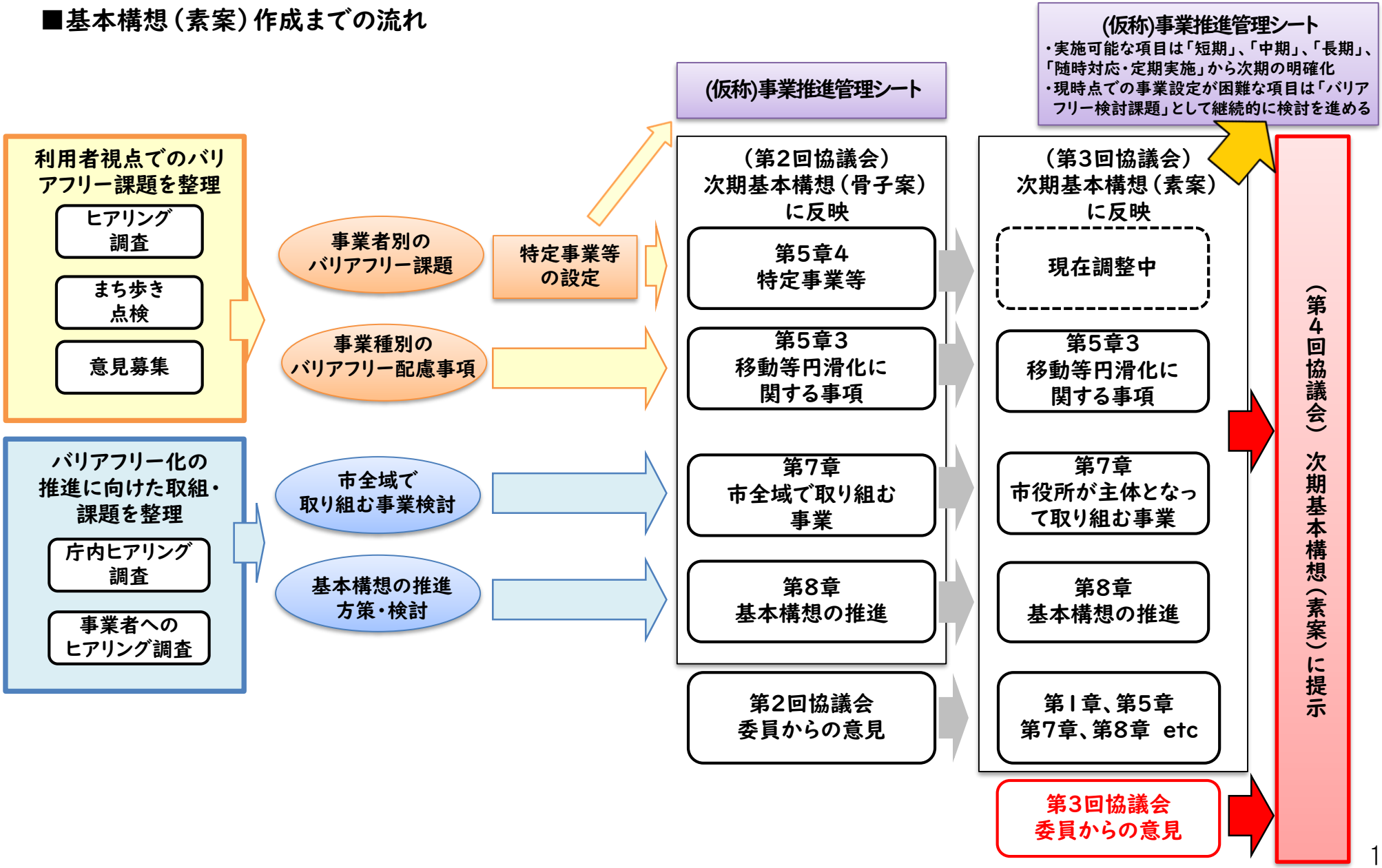

1. 第3回協議会（1/25）以降の流れ

■特定事業の調整

特定事業の設定に向けて、事業者に対して検討依頼事項①を示し、特定事業（事務局案）②の調整中となります。

第4回協議会で基本構想への位置づけ③を示します。

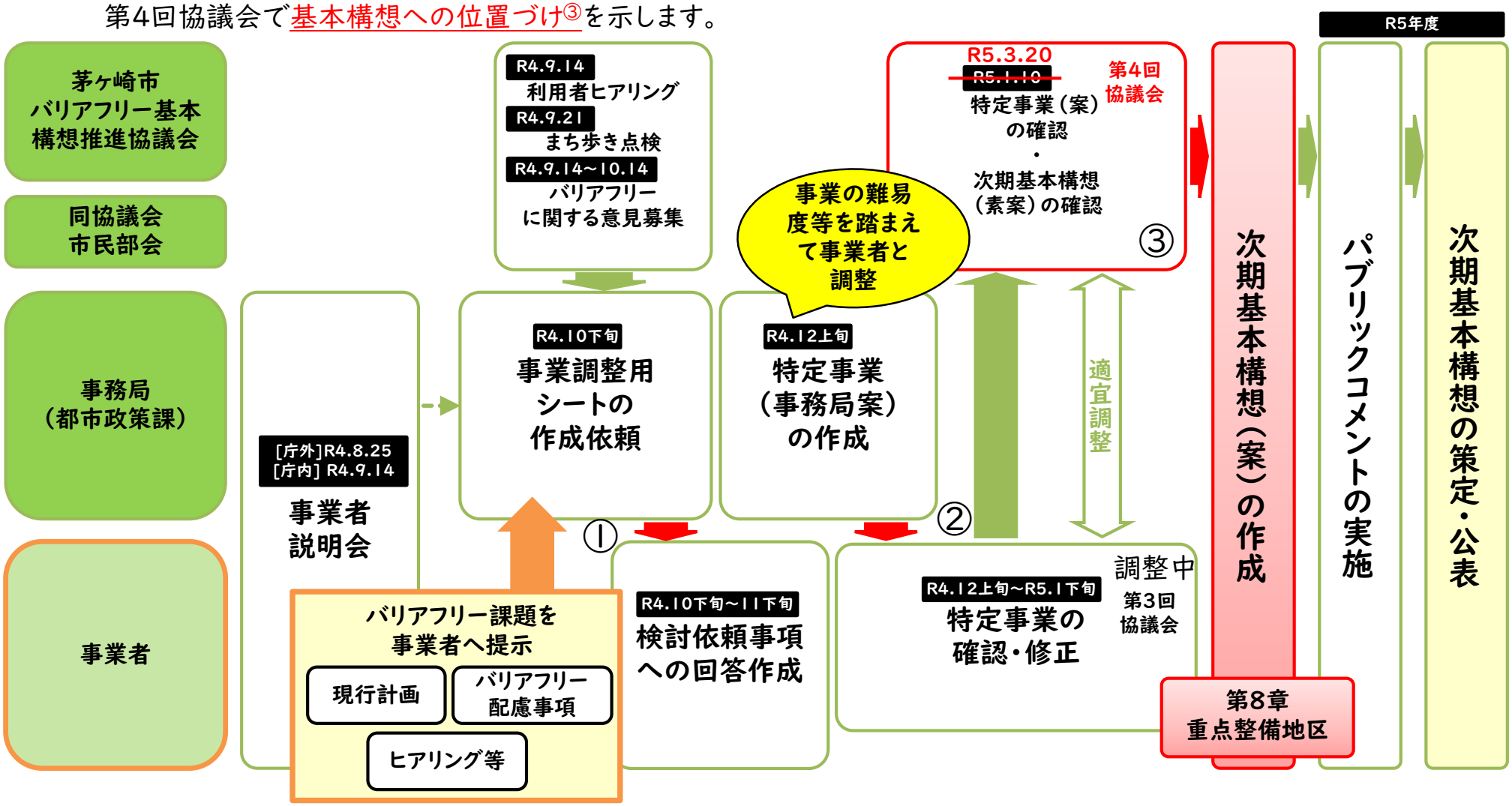

1. 第3回協議会（1/25）以降の流れ

■市が主体となって取り組む事業

庁内の全ての課かいに対して、担当業務の中で実施可能なバリアフリー化を抽出し、選定

事務局
（都市政策課）

庁内
全ての課かい

庁内ヒアリング・意見照会
R4.8.17～9.30

・既存取組の把握
・新たな取組の把握

R4.11

事業調整シート（案）の作成
・庁内共通事項
・課ごとの個別事項

R4.12～ R5.1

事業調整シート（案）の確認

R4年度

第3回
協議会

次期基本構想（素案）の作成

第4回
協議会

次期基本構想（素案）の作成

第7章
市が主体となって取り組む事業

R5年度

パブリックコメントの実施

協議会（予定）
市民部会（予定）

次期基本構想（案）の作成

次期基本構想の策定・公表

第3回協議会
委員からの意見

■市役所が主体となって取り組む事業
↓
■市が主体となって取り組む事業

1. 第3回協議会（1/25）以降の流れ

■第3回協議会での意見と対応

素案（資料3）

目次	第3回協議会での意見	対応（素案への反映等）	参照ページ
全体	・基本構想の「改定」と「作成」の表現が混在しているので、「改定」に表現を統一すること。	・「改定」に統一して修正。	全体
	・全体の構成について、1章の中に旧基本構想の成果や課題と方針があるので、章立てを見直すこと。	・全体の構成を見直し、前段の章立てを下記の通り修正。 第1章：茅ヶ崎市バリアフリー基本構想とは 第2章：基本構想の改定に向けて 第3章：茅ヶ崎市の概況・社会的な背景 第4章：これまでの取組成果、課題・方針	P1～38
第3章	・LGBTQについて、LGBTQIという表現もある中で、表現を整理すること。	・「LGBTQ」を「性的マイノリティ」という表現に修正し、説明文や用語集の中で「LGBT」や「SOGI」について解説。	P16
	・やまゆり園の事件を知らない方もいるので、平成28年に起きた殺傷事件など、具体的な記載をすること。	・津久井やまゆり園に関する記載を修正。	P23
	・当事者参画条例とあわせて県条例も一歩進んだ改定となっており、インクルーシブデザイン、計画段階での当事者参加の推進が明記されているので、その辺りも取り上げていただき、県としても同じ方向で進んでおり、市としても取り上げさらに推進するという表現に変えること。	・社会的な背景の1つに「福祉のまちづくりの取組（当事者参加）」を追加し、街づくり条例の改正や市の方針等を明記。	
第4章	・特定事業等の実施状況について、分析、考察についてひと言入れた方が良い。この表を見ると、比率からすると道路や都市公園などの未着手が多い。考察を加えること。	・「特定事業等の実施状況」に市事業の遅れや今後の対応策について記載を追記。	P25
第4章 第5章	・基本構想改定に向けた課題と方針を整理しているが、39ページにどのように結びついているのかが不明確な点もあるので、つなりを整理すること。	・本基本構想の基本理念・目標を踏まえ、体系図を新たに整理。	第4章P38 第5章P41
第5章 第6章 第7章	・全市的なバリアフリー化の推進について、官民連携と市役所の取組が書かれているが、心のバリアフリーの推進、施設のバリアフリー化など重なっている部分もあるが、そのあたりのすみ分けについて説明できるように次回までに対応いただきたい。	・全市的なバリアフリー化の推進は、「ア 市民・事業者・行政による取組」と「イ 市による取組」の項目立てに修正し、官民が一体となって取り組む内容と市が主体となって取り組む内容をわかりやすく整理。	第5章 P41,P43～44 第6章 第7章

1. 第3回協議会（1/25）以降の流れ

■第3回協議会での意見と対応

素案（資料3）

目次	第3回協議会での意見	対応（素案への反映等）	参照ページ
第7章	・「市役所が主体となって取り組む事業」について、市役所は行政を指していると思うが、本市や行政という表現もあるので、市役所という表現を整理すること。	・「市役所が主体となって取り組む事業」は「市が主体となって取り組む事業」に変更。 ・本編を通して、「行政（国・県・市）」と「市」の使い分けを精査。	第6章P46～ 第7章P51～
	・市役所が主体となって取り組む事業の心のバリアフリーについて、全課共通としてポスター掲示等の普及啓発が載っているが、前回の基本構想でも同じような取り組みをするとしていたので、より重点的に行うのであればSNSで発信するなど、若者にも伝わるような取組があってもよいのではないか。	・「心のバリアフリーの推進」の本文や事業内容に、SNS等を活用した情報発信等に関する記述を追記。	P53
	・小学校のバリアフリー化について、重点整備地区の枠組みを超えて対応すると理解しているが、学校施設内でなく、通学路についてもご検討いただきたい。 ・公立高校についても広げることは検討されているのか。	・「小中学校のバリアフリー化の推進」に通学路や公立高校等のバリアフリー化の推進に向けた記載を追加。	P55
第8章	・北茅ヶ崎駅のバリアフリー化については非常にありがたいが、住民的な最大題は、駅北側からのアクセスが非常に悪い点である。多くの乗降客を考えると、踏切を渡らないでエレベーターを使えるようにしてほしい。	・茅ケ崎駅・北茅ケ崎駅周辺のバリアフリー化の方針「北茅ケ崎駅のバリアフリー化による利便性の向上」に周辺からのアクセス性向上に関する記載を追記。	P60
資料編	・合理的配慮の義務について、どこまでが義務の範囲なのか、具体的に公表されているのか。	・資料編に「参考3. 障がいを理由とする差別に関する事例集」を追加し、市の事例集やパンフレット、内閣府の合理的配慮等具体例データ集を紹介。	資料編
－	・次回協議会で素案の確定を行うということであったが、概要版の素案も出す予定はあるのか、確認をお願いします。	・第4回協議会で概要版（案）を提示し、概要版についてもパブリックコメントを実施予定。	資料4
	・障がい者にわかるようなダイジェスト版の作成もご検討いただきたい。 ・改定版について、視覚障がいの方への情報保障はどうするのか。	・本編のバリアフリー対応としては、テキスト版の公表（2次元バーコードを本編に表示、ホームページ上での音声読み上げ）等 ・概要版のバリアフリー対応としては、テキスト版の公表（2次元バーコードを概要版に表示、ホームページ上での音声読み上げ）、音声コードの貼りつけ（全ページに対応）、点字版の配付、わかりやすい版の公表（やさしい日本語の使用やイラスト・図を活用、ルビ等）等	－
	・外国人への対応として、翻訳機の活用とあるが、何か国語を対象としているのか。	・音声とテキストは73言語、テキストのみは11言語に翻訳	－